

徳島市ソーシャルビジネスチャレンジ実施業務 要求水準書

1 業務名

徳島市ソーシャルビジネスチャレンジ実施業務

2 業務の目的

本市において、まちづくり活動を活性化させていくためには、その担い手となる人材の育成が必須となる。本事業は、まちづくり活動についての学びを提供するとともに、受講者の主体的かつ実践的な事業実施を促す徳島市ソーシャルビジネスチャレンジ（以下「SBC」という。）の実施に係る業務を委託し、まちづくり人材の育成を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

受託者は、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) SBCの受講者募集に係る業務
- (2) まちづくり活動について学ぶ講演会・ワークショップ開催に係る業務
- (3) まちづくり活動の学びを深め、受講者が事業提案を行う合宿イベントに係る業務
- (4) 受講者が提案事業を実現するための伴走支援に係る業務
- (5) 連絡調整やその他提案など、まちづくり人材の育成を図るために必要となる業務

5 業務の詳細

- (1) SBCの受講者募集に係る業務

ア 20人以上25人以下でSBCの受講者を集めること。受講希望者が、25人を超える見込みとなる場合、申込先着順や書類・面談による選考など任意の方法により受講者を選定すること。

イ SBCを受講可能な人材は、今後地域を担っていく若手とし、徳島市民、徳島市の通勤通学者、ないし徳島市の関係人口とみなせる者とする。

ウ 受講者募集に係る広報は、本市と連携し公式HPをはじめとする本市メディアを活用するとともに、受託者の有するHPやSNSなどといった独自の広報手段も活用するものとする。

エ SBCの受講者から受講料を徴収し経費に充てようとする場合は、事前に市と協議しその金額を設定するものとする。

- (2) まちづくり活動について学ぶ講演会・ワークショップ開催に係る業務
- ア 次に例示する人材を講師として招聘し受講者を対象とした講演会を2回以上開催するとともに、ワークショップ形式にてまちづくり活動について学びを深めること。
- ・地域おこし協力隊員や労働者としての副業人材など、地域の労働を担う人材
 - ・新聞やテレビといったメディア関係者など、地域における言論を担う人材。
 - ・その他、まちづくり活動を実践している者など、専門的な見地を有する人材。
- イ 講演会・ワークショップを開催する会場の手配や受講者に対する事務連絡など、実施に係る事前準備は受託者の責において行うこと。
- (3) まちづくり活動の学びを深め、受講者が事業提案を行う合宿イベントに係る業務
- ア 受講者が参加する1泊2日の合宿イベントを徳島市内にて開催すること。
- イ 合宿イベント開催時には、(2)のアに例示した人材を講師として招聘し、まちづくり活動について学ぶ時間を設けること。
- ウ 合宿イベント開催時には、受講者自らが今後、実施主体となり取り組む事業提案を公表させるものとし、有意義な提案が行えるよう専門家等から指導を受けることができる枠組みを、合宿イベント内において提供すること。
- エ 合宿イベントを開催する会場及び宿泊先の手配や受講者に対する事務連絡など、実施に係る事前準備は受託者の責において行うこと。
- オ SBCの受講者から合宿イベント参加費を徴収し経費に充てようとする場合は、事前に市と協議しその金額を設定するものとする。
- (4) 受講者が提案事業を実現するための伴走支援に係る業務
- ア 事業提案の発表及び提案事業の実現を支援するメンターを複数人配置すること。メンターとなる人材は、まちづくり活動の経験を有する者とし、必要に応じ講演会・ワークショップ、合宿イベントに参画させること。
- イ 受講者が、合宿イベントにおいて発表した提案事業を年度末までに実現させるために、適切な伴走支援を行うこと。具体的な実施方法や頻度については、自由に提案できるものとする。
- (5) 連絡調整やその他提案など、まちづくり人材の育成を図るために必要となる業務
- ア 受講者のうち、新たなまちづくり活動に参画する人材を年度内に15人以上輩出すること。
- イ (2)～(4)に示した業務の実施にあたっては、市と綿密に連絡を取り、協働して取り組むものとする。そのために必要となる連絡調整やその他事務について入念に行うこと。
- ウ (2)～(4)に示した業務以外に、SBCの受講者が参画することのできる企画やイベントなどについて提案すること。提案する企画やイベントは、受講者がまちづくり活動について学びを深めることができるものとし、受講者に案内を行う前には市と協議し承認を得るものとする。

エ その他、本事業の目的を達成するために有効と考えられる自団体の強みや企画などについて、提案できるものとする。

6 事業計画書及び実施報告書の提出

業務実施にあたっては、具体的な業務内容について本市と協議の上、事業計画書を作成し提出するものとする。また、委託業務完了後には実施報告書を作成し、本市の検査を受けること。

7 疑義解決

本要求水準書に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、解決するものとする。

8 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本要求水準書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

9 秘密の厳守

受託者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報（発注者が秘密として指定して開示されている全ての情報）に関し、次に掲げる事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受託者は、秘密情報を自団体内限りで本業務の実行においてのみ使用できるものとする。秘密情報を厳重に管理し、発注者における事前の書面による了承なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。

ただし、本業務に直接関係し、その知識が各工程の目的に必要と考えられる受託者の管理者、その他の責任ある構成員に対して、これらの秘密情報を公開するにあたってはこの限りではない。その場合においては、秘密情報の保持、利用に関して受託者がすべての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受託者は、秘密資料（情報公開に係る資料）を発注者における事前の書面による了承なしには、複写及び複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受託者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を講ずるものとする。

(4) 資料の返還

受託者は、返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。また、発注者による書面での要求があった場合、受託者は、遅滞なくこれらの秘密資料を返却し、また、この秘密情報をもとに作成された全ての資料を発注者に引き渡すか、破棄す

ることとする。その場合においては、その事実を証明する書面を提出することとする。

(5) 事故報告義務等

受託者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

10 セキュリティ

受託者は本業務で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

11 その他

前項までに規定した事項は、業務を進める上で必要に応じて随時変更する可能性がある。その際は、発注者と受託者が協議の上、行うものとする。

以 上